

鳴立庵の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

鳴立庵の設置、管理等に関する条例（昭和62年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条から第10条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、鳴立庵の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 鳴立庵の利用及び入庵の承認に関する業務
- (2) 鳴立庵の施設の利用又は入庵に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務
- (3) 鳴立庵の施設及び設備並びに鳴立庵に関する資料（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) 鳴立庵の設置の趣旨に資する事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、法人その他の団体とする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第6条 町長は、前条第2項の申請書及び書類の提出があったときは、次に掲げる基準により鳴立庵の指定管理者として最も適切であると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 公平な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、鳴立庵の効用を最大限発揮するとともに、適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

（指定管理者の指定等の告示）

第7条 町長は、指定管理者を指定し、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示する

ものとする。

(管理の基準等)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 町長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の事業計画書に関する事項
- (3) 指定管理業務の実施に関する事項
- (4) 指定管理業務の事業報告書に関する事項
- (5) 指定管理業務に係る損害賠償に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(事業報告書の提出等)

第9条 指定管理者は、毎会計年度の終了後規則で定める日までに、指定管理業務に関し、規則で定める事項を記載した事業報告書を町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、当該処分を受けた日までの間の事業報告書を町長が定める日までに提出するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第10条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する町長の指示に従わないとき。
- (2) 第6条各号に掲げる基準を満たさなくなると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないとき。

第10条の次に次の10条を加える。

(開庵時間及び休庵日)

第11条 鳴立庵の開庵時間及び休庵日は、規則で定める。

(利用の承認)

第12条 句会、講演会、講座、展覧会等を行うため鳴立庵の道場、控室、茶室及び庭園（以下「道場等」という。）を利用しようとするものは、指定管理者の承認を得なければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり鳴立庵の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 指定管理者は、第1項の承認を得ようとするものが、次の各号のいずれかに該当する

場合は、承認をしないことができる。

- (1) 利用の目的が鳴立庵の設置の趣旨に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、鳴立庵の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、前条第1項の承認を得たもの（以下「施設利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を制限し、若しくは停止し、前条第1項の承認を取り消し、又は道場等からの退去を命じることができる。

- (1) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。

(入庵の承認)

第14条 鳴立庵に入庵しようとする者（以下「入庵者」という。）は、指定管理者の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり鳴立庵の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 指定管理者は、入庵者が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳴立庵への入庵を拒み、又は退去を命じることができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、鳴立庵の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金の納付)

第15条 施設利用者及び入庵者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。ただし、施設利用者については、入庵に係る料金を徴収しない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が町長の承認を得て定める。
- 3 利用料金の額が時間を単位として定められている場合においては、利用の時間が1時間に満たないとき又は1時間未満の端数を生じたときは、その時間を1時間とする。
- 4 利用料金は、施設の利用又は入庵の承認の際に徴収する。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、町長の承認を得て定めた基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(町長による運営管理)

第18条 町長が鳴立庵の運営管理を行うときは、第12条から前条まで（第15条第5項を除く。）の規定を準用する。この場合において、当該規定に関する技術的読替えその他必要な事項は、規則で定める。

（損害賠償）

第19条 鳴立庵の施設等を損傷し、又は滅失させたものは、町長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

施設の利用に係る料金の上限額

区分	単位	金額	
句会、講演会、講座等	1時間	町内	300円
		町外	600円
展示、展覧会等	1日	町内	2,000円
		町外	4,000円

備考

- 1 町内とは本町に住所を有する者が代表者である団体をいい、町外とは本町に住所を有しない者が代表者である団体をいう。
- 2 施設利用者が営利を目的として利用する場合は、上記の金額の10倍に相当する額を上限額とする。
- 3 町長が鳴立庵の管理運営を行うときは、上記の金額を使用料として徴収する。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第15条関係）

入庵に係る料金の上限額

区分	金額（1人当たり）	
	個人	団体（20人以上）
大人	500円	400円
小人（小・中学生）	250円	200円

備考

- 1 小学生未満は、無料とする。
- 2 町長が鳴立庵の管理運営を行うときは、別表第3に定める金額を入庵料として徴収する。

別表第3（別表第2関係）

入庵料

区分		金額（1人当たり）	
		個人	団体（20人以上）
大人	町内	100円	80円
	町外	200円	160円
小人（小・中学生）	町内	50円	40円
	町外	100円	80円

備考

- 1 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。
- 2 団体の入庵料に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳴立庵の設置、管理等に関する条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の鳴立庵の設置、管理等に関する条例（以下「新条例」という。）の相当規定によってなされたものとみなす。

（準備行為）

- 3 指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例により行うことができる。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄